議案第9号

取手市税条例等の一部を改正する条例について

取手市税条例(昭和39年条例第22号)等の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法の一部が改正され、法人税割の税率が引き下げられるとともに、軽自動車 税に環境性能割が導入されること等を踏まえ、本市においても同様の措置を講じるた め、取手市税条例等の一部を改正するものです。 (取手市税条例の一部改正)

第1条 取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は,道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について,天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又 は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、 第40条, 第46条, 第46条の2若しく は第46条の5(第53条の7の2におい て準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。), 第47条の4第1項(第47 条の5第3項において準用する場合を含 む。以下この条において同じ。), 第48 条第1項(法第321条の8第22項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。), 第 53条の7,第67条,第81条の6第1 項,第83条第2項,第98条第1項若し くは第2項,第102条第2項,第105 条又は第139条第1項に規定する納期限 後にその税金を納付し,又は納入金を納 入する場合においては、当該税額又は納 入金額にその納期限(納期限の延長の あったときは、その延長された納期限と する。以下第1号,第2号及び第5号に

改正前

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は,道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について,天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、 第40条, 第46条, 第46条の2若しく は第46条の5(第53条の7の2におい て準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。), 第47条の4第1項(第47 条の5第3項において準用する場合を含 む。以下この条において同じ。), 第48 条第1項(法第321条の8第22項及び第 23項の申告書に係る部分を除く。),第 53条の7,第67条,第83条第2項,第 98条第1項若しくは第2項, 第102条 第2項,第105条又は第139条第1項に 規定する納期限後にその税金を納付し, 又は納入金を納入する場合においては, 当該税額又は納入金額にその納期限(納 期限の延長のあったときは、その延長さ れた納期限とする。以下第1号,第2 号及び第5号において同じ。)の翌日か おいて同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ,第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については,年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し,又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第81条の6第1項の申告書,第 98条第1項若しくは第2項の申告書 又は第139条第1項の申告書に係る税 額(第4号に掲げる税額を除く。) 当 該税額に係る納期限の翌日から1月 を経過する日までの期間
- (3) 第81条の6第1項の申告書,第 98条第1項若しくは第2項の申告書 又は第139条第1項の申告書で,その 提出期限後に提出したものに係る税 額 当該提出した日までの期間又は その日の翌日から1月を経過する日 までの期間

(4)から(6)まで (略)

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は, 100分の 8.4とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車の動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

ら納付又は納入の日までの期間の日数 に応じ年14.6パーセント(次の各号に 掲げる税額の区分に応じ,第1号から第 4号までに掲げる期間並びに第5号及び 第6号に定める日までの期間について は,年7.3パーセント)の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金額を加 算して納付書によって納付し,又は納入 書によって納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) <u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書と係告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書文は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)から(6)まで (略)

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は,<u>100分の</u> 12.1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、</u> 軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽 自動車等」という。)に対し、その所有 者に課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の 取得者には,法第443条第2項に規定す る者を含まないものとする。
- 3 軽自動車等の所有者が、法<u>第445条第</u> 1項の規定により種別割を課すること ができない者である場合には、第1項の 規定にかかわらず、その使用者に課す る。ただし、公用<u>又は</u>公共の用に供する 軽自動車等については、これを課さな い。

(種別割の課税免除)

第80条の2商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

- 第81条 軽自動車等の売買契約において 売主が当該軽自動車等の所有権を留保 している場合には,軽自動車税の賦課徴 収については,買主を第80条第1項に 規定する3輪以上の軽自動車の取得者 (以下この節において「3輪以上の軽自 動車の取得者」という。)又は軽自動車 等の所有者とみなして,軽自動車税を課 する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に 係る軽自動車等について,買主の変更が あったときは,新たに買主となる者を3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動 車等の所有者とみなして,軽自動車税を 課する。
- 3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者 等(以下この項において「販売業者等」 という。)が、その製造により取得した

- 2 軽自動車等の売買があった場合において,売主が当該自動車等の所有権を留保しているときは,軽自動車税の賦課徴収については,買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が、法<u>第443条第</u> 1項の規定によって軽自動車税を課す ることができない者である場合におい ては、その使用者に課する。ただし、公 用<u>または</u>公共の用に供する<u>もの</u>につい ては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に 対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽 自動車等のうち,直接その本来の事業の 用に供するもので,救急用のものに対し ては,軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第81条 商品であって使用しない軽自動 車等に対しては、軽自動車税を課さな い。

- 3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について,当該販売業者等が,法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には,当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして,環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を 取得した者が,当該3輪以上の軽自動車 を法の施行地内に持ち込んで運行の用 に供した場合には,当該3輪以上の軽自 動車を運行の用に供する者を3輪以上 の軽自動車の取得者とみなして,環境性 能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に 対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽 自動車等のうち,直接その本来の事業の 用に供するもので救急用のものに対し ては,軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常 要する価額として施行規則第15条の10 に定めるところにより算定した金額と する。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上 の軽自動車に対して課する環境性能割 の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項にお いて準用する場合を含む。)の規定の 適用を受けるもの 100分の1

- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3)法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

<u>第81条の5</u> 環境性能割の徴収について <u>は,申告納付の方法によらなければなら</u> <u>ない。</u>

(環境性能割の申告納付)

- 第81条の6 環境性能割の納税義務者は, 法第454条第1項各号に掲げる3輪以上 の軽自動車の区分に応じ,当該各号に定 める時又は日までに,施行規則第33号 の4様式による申告書を市長に提出す るとともに,その申告に係る環境性能割 額を納付しなければならない。
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は,法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める時又は日までに,施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過<u>料)</u>

- 第81条の7 環境性能割の納税義務者が 前条の規定により申告し、又は報告すべ き事項について正当な事由がなくて申 告又は報告をしなかった場合には、その 者に対し、10万円以下の過料を科する。
- <u>1</u> 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において 発する納入通知書に指定すべき納期限 は,その発付の日から10日以内とする。 (環境性能割の減免)

- 第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を 受けるための手続その他必要な事項に ついては、規則で定める。

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に 対して課する種別割の税率は,1台について,それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車
 - (ア)2 輪のもの(側車付のものを含む。)年額3,600円
 - (イ)
 3輪のもの
 年額
 3,900円

 (ウ)
 4輪以上のもの
 - a乗用のもの営業用年額6,900 円

自家用 年額 10,800円

- b貨物用のもの営業用年額3,800円自家用年額5,000円
- イ 小型特殊自動車
- <u>(ア)</u> <u>農耕作業用のもの</u> <u>年額</u> 2,400 円
- <u>(イ)</u> その他のもの 年額 5,900 <u>円</u>
- (3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は,4月1日 とする。

(軽自動車税の税率)

- 第82条 軽自動車税の税率は、次の各号 に掲げる軽自動車等に対し、1台につい て、それぞれ当該各号に定める額とす る。
 - (1) (略)
 - (2) 軽自動車及び小型特殊自動車
 - ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用年額6,900 円自家用年額10,800 円貨物用のもの

 営業用
 年額
 3,800 円

 自家用
 年額
 5,000 円

イ 小型特殊自動車

<u>農耕作業用のもの</u> <u>年額</u> <u>2,400</u> <u>円</u>

<u>その他のもの</u> <u>年額</u> <u>5,900 円</u>

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は,4月1 日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は,5月16日から同月31 日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法に よって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

- 第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及

2 <u>軽自動車税</u>の納期は,5月16日から同 月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 <u>軽自動車税</u>は,普通徴収の方法 によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

- 第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である 軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」 という。)は、軽自動車等の所有者等と なった日から15日以内に、軽自動車及 び2輪の小型自動車の所有者又は使用 者にあっては施行規則<u>第33号の4様式</u> による申告書、原動機付自転車及び小型 特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書がにその者の住所を証明すべき 書類を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は,軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に,軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小

び小型特殊自動車の所有者又は使用者 にあっては施行規則第34号様式による 申告書を市長に提出しなければならな い。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の 売主は、市長から当該軽自動車等の買主 の住所又は居所が不明であることを理 由として請求があった場合には、規則の 定めるところにより当該請求があった 日から15日以内に市長に対し次の各号 に掲げる事項を報告しなければならな い。

(1)から(6)まで (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

- 第88条 軽自動車等の所有者等又は<u>第81</u> 条第1項に規定する軽自動車等の売主 が前条の規定によって申告し,又は報告 すべき事項について正当な理由がなく て申告又は報告をしなかった場合にお いては,その者に対し,10万円以下の 過料を科する。
- 2及び3 (略)

(種別割の減免)

- 第89条 市長は、<u>次の各号のいずれかに</u> 該当する軽自動車等のうち<u>必要と認め</u> <u>るもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免する。
 - (1) 公益のため直接専用する軽自動車 等
 - (2)及び(3) (略)
- 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出

型特殊自動車の所有者又は使用者に あっては施行規則第34号様式による申 告書を市長に提出しなければならない。

- 4 <u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の 売主は、市長から当該軽自動車等の買主 の住所又は居所が不明であることを理 由として請求があった場合には、規則の 定めるところにより当該請求があった 日から 15 日以内に市長に対し次の各号 に掲げる事項を報告しなければならな い。
 - (1)から(6)まで (略)

(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)

- 第88条 軽自動車等の所有者等又は<u>第80</u> 条第2項に規定する軽自動車等の売主 が前条の規定によって申告し,又は報告 すべき事項について正当な理由がなく て申告又は報告をしなかった場合にお いては,その者に対し,10万円以下の 過料を科する。
- 2及び3 (略)

(軽自動車税の減免)

- 第89条 市長は、<u>次の各号の一に</u>該当する軽自動車等のうち<u>,市長において必要があると認めるもの</u>に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する<u>ことができる</u>。
 - (1) 公益のため直接専用する<u>ものと認</u> める軽自動車等
 - (2)及び(3) (略)
- 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免 を受けようとする者は、納期限までに、 当該軽自動車等について減免を受けよ うとする税額及び次に掲げる事項を記 載した申請書に減免を必要とする事由 を証明する書類を添付し、これを市長に

しなければならない。

- (1)から(8)まで (略)
- 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を 受けた者は、その事由が消滅した場合に おいては、直ちにその旨を市長に申告し なければならない。
 - (身体障害者等に対する種別割の減免)
- 第90条 市長は、<u>次に</u>掲げる軽自動車等 <u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種</u> 別割を減免する。
 - (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者 (以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下 「精神障害者」という。)が所有する 軽自動車等(身体障害者又は精神障害 者(以下「身体障害者等」という。) と生計を一にする者が所有する軽自 動車等を含む。)であって、次に掲げ るもの(1 台に限る。)

アからウまで (略)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減 免を受けようとする者は、納期限まで に、市長に対して、身体障害者福祉法(昭 和24年法律第283号)第15条の規定に より交付された身体障害者手帳(戦傷病 者特別援護法(昭和38年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交 付を受けている者で身体障害者手帳の 交付を受けていないものにあっては、戦 傷病者手帳とする。以下この項において 「身体障害者手帳」という。)、厚生労 働大臣が定めるところにより交付され た療育手帳(以下この項において「療育 手帳」という。)又は精神保健及び精神 提出しなければならない。

- (1)から(8)まで (略)
- 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減 免を受けた者は、その事由が消滅した場 合においては、直ちにその旨を市長に申 告しなければならない。

(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減 免)

- 第90条 市長は、<u>次の各号に</u>掲げる軽自 動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免す ることができる。
 - (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者 (以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下 「精神障害者」という。)が所有する 軽自動車等(身体障害者又は精神障害 者(以下「身体障害者等」という。) と生計を一にする者が所有する軽自 動車等を含む。)であって、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるも の(1 台に限る。)

アからウまで (略)

- (2) (略)
- 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u> の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)第15条の規定 により交付された身体障害者手帳(戦傷 病者特別援護法(昭和38年法律第168 号)第4条の規定により戦傷病者手帳の 交付を受けている者で身体障害者手帳 の交付を受けていないものにあっては、 戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生 労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療 育手帳」という。)又は精神保健及び精

障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

- 3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の 減免を受けようとする者は、納期限まで に、市長に対して、当該軽自動車等の提示に代わ って、市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、 当該書類の提出)をするとともに、<u>前条</u> 第2項各号に掲げる事項を記載した申 請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は,第1項の規定に よって<u>種別割</u>の減免を受けている者に ついて準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の 標識の交付等)

第91条 (略)

2 法<u>第445条又は第80条第3項ただし書</u> 若しくは第81条の2の規定によって種 別割を課することのできない原動機付 自転車又は小型特殊自動車の所有者又 は使用者は、その主たる定置場が、市内 に所在することとなったときは、その事 由が発生した日から15日以内に、市長 神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を流付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

- 3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車</u> 税の減免を受けようとする者は、納期限 までに、市長に対して、当該軽自動車等 の提示(市長が当該軽自動車等の提示に 代わると認める書類の提出がある場合 には、当該書類の提出)をするとともに、 第89条第2項各号に掲げる事項を記載 した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は,第1項の規定に よって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている 者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の 標識の交付等)

第91条 (略)

2 法<u>第443条第1項若しくは第80条の2</u> 又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日 に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、 当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3から6まで (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は,当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき,当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し,若しくは使用しないこととなったとき,又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは,その事由が発生した日から15日以内に市長に対し,その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 (略)

付 則

第7条の3の2 平成22年度から平成43 <u>年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り,所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において,前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条 以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第1項若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3から6まで (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 (略)

付 則

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成41</u> <u>年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り,所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。)において,前条第1項の規定の適用を受けないときは,法附則第5条の4の2第6項(同条 第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を,当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の 特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の 賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の 規定にかかわらず、茨城県が、自動車税 の環境性能割の賦課徴収の例により、行 うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条 の8の規定にかかわらず、茨城県知事が 自動車税の環境性能割を減免する自動 車に相当するものとして市長が定める 3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動 車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の 特例)

- 第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「茨城県知事」とする。 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取 扱費の交付)
- 第15条の5 市は、茨城県が軽自動車税 の環境性能割の賦課徴収に関する事務 を行うために要する費用を補償するた め、法附則第29条の16第1項に掲げる 金額の合計額を、徴収取扱費として茨城 県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動

第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を,当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 (略)

車に対する第81条の4の規定の適用に ついては、当分の間、次の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第1号	<u>100 分の 1</u>	<u>100 分の 0.5</u>
第2号	100 分の 2	<u>100 分の 1</u>
第3号	100 分の 3	100分の2

2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する</u> 第81条の4(第3号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同号中「100 分の3」とあるのは、「100分の2」とす る。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する 3輪以上の軽自動車に対する当該軽自 動車が最初の法第444条第3項に規定す る車両番号の指定(以下この条において 「初回車両番号指定」という。)を受け た月から起算して14年を経過した月の 属する年度以後の年度分の軽自動車税 の種別割に係る第82条の規定の適用に ついては、当分の間、次の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

<u>第2号ア</u> <u>(イ)</u>	3,900 円	4,600円
<u>第2号ア</u>	6,900 円	8,200 円
<u>(ウ) a</u>	10,800 円	12,900 円
第2号ア	3,800 円	4,500 円
<u>(ウ) b</u>	5,000 円	6,000円

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する 3輪以上の軽自動車に対する当該軽自 動車が初めて道路運送車両法第60条第 1項後段の規定による車両番号の指定 (以下この条において「初回車両番号指 定」という。)を受けた月から起算して 14年を経過した月の属する年度以後の 年度分の軽自動車税に係る第82条の規 定の適用については、当分の間、次の表 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

第 82 条	3,900 円	4,600 円
第2号ア	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2 号に掲げる3輪以上の軽自動車に対す る第82条の規定の適用については、当 該軽自動車が平成28年4月1日から平

成29年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

第 82 条	3,900 円	1,000 円
第2号ア	6,900 円	1,800円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2 号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条	3,900 円	2,000 円
第2号ア	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2 号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の 規定の適用を受けるものを除く。)に対 する第82条の規定の適用については、 当該軽自動車が平成28年4月1日から 平成29年3月31日までの間に初回車両

番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条	3,900 円	3,000 円
第2号ア	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(取手市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 取手市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則
第4条 平成27年3月31日以前に初めて	第4条 平成27年3月31日以前に初めて
道路運送車両法第60条第1項後段の規	道路運送車両法第60条第1項後段の規
定による車両番号の指定を受けた3輪	定による車両番号の指定を受けた3輪
以上の軽自動車に対して課する軽自動	以上の軽自動車に対して課する軽自動
車税 <u>の種別割</u> に係る <u>取手市税条例第82</u>	車税に係る <u>新条例第82条及び新条例</u> 付
<u>条及び</u> 付則第 16 条の規定の適用につい	則第16条の規定の適用については,次
ては, 次の表の左欄に掲げる <u>同条例の</u> 規	の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄
定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞ	に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に
れ同表の右欄に掲げる字句とする。	掲げる字句とする。

第82条 第2号ア <u>(イ)</u>	3,900円	3,100 円
<u>第82条</u> 第2号ア	6,900 円	5,500 円
(ウ) a	10,800円	7,200 円
<u>第82条</u> 第2号ア	3,800円	3,000 円
<u>(ウ) b</u>	5,000円	4,000 円
<u>付則第16</u> 条	<u>第 82 条</u>	取手市税金を登り、 26 年 26 年 3 18 日 26 年 3 18 日 3 26 年 4 年 5 26 年
付則第16 条の表第 2 号 ア (イ)の項	<u>第 2 号 ア</u> <u>(イ)</u>	平成 26 年改 正条例付則 第 4 条の規 定によって み替えてる 用される第 82 条第 2 号 ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
付則第16 条の表第 2号ア (ウ) a の 項	<u>第 2 号 ア</u> (ウ) a	平成26年改 正条例付則 第4条の規 定により み替えてる第 用される第 82条第2号 ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,800円	7,200 円

新条例第	3,900 円	3, 100 円
<u>82 条第 2</u> <u>号ア</u>	<u>6,900 円</u>	5,500 円
	10,800 円	7, 200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
新条例付 則 第 16 条第 1 項 の表以外 の部分	第 82 条	取手の成 26 中の正平成 26 年条以下の 26 年条以下の 26 年入り、26 年入り、26 年入り、26 日本のででである。 第18 日本のでである。 第2 日本のでである。 第2 日本のである。 第2 日本のである。 第2 日本ので 第2 日本ので 第2 日本ので 第2 日本ので 第2 日本ので 第2 日本ので 第2 日本ので 第2 日本ので 第2 日本ので 第2 日本の を 第2 日本の を 第2 日本 を 第2 日本 日本 を 第2 日本 日本 を を 第2 日本 を 第2 日本 日本 を を 日本 を を を を を 日本 を を を を を を を
新条例付 則第 16 条第 1 項 の 表 第 82 条第 2 号アの項	<u>第82条第2</u> <u>号ア</u>	平成 26 年改 正条例付則 第 4 条の規 定により読 み替えてる 用される第 82 条第 2 号 ア
	3,900 円	3, 100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7, 200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

付則第16 条の表第 2 号ア (ウ) b の 項	<u>第 2 号 ア</u> (ウ) b	平成 26 年改 正条例付則 第 4 条の規 定は えいてる 月 2 条第 2 号 ア(ウ) b
	3,800 円	3,000 円
	5,000円	4,000 円

げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げ

る字句とする。

第3条 取手市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則
(市たばこ税に関する経過措置)	(市たばこ税に関する経過措置)
第5条 (略)	第5条 (略)
2から6まで (略)	2から6まで (略)
7 第4項の規定により市たばこ税を課す	7 第4項の規定により市たばこ税を課す
る場合においては、同項から前項までに	る場合においては、同項から前項までに
規定するもののほか、取手市税条例第	規定するもののほか、取手市税条例第
19条,第98条第4項及び第5項,第100	19条,第98条第4項及び第5項,第100
条の2並びに第101条の規定を適用す	条の2並びに第101条の規定を適用す
る。この場合において, 次の表の左欄に	る。この場合において, 次の表の左欄に
掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲	掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲

げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げ

る字句とする。

第19条の部 及び第19条 第2号の部	(略)	(略)
第 19 条第 3 号	第81条の6第1 項の申告書,第98 条第1項若しくは 第2項の申告書又 は第139条第1項 の申告書で,その 提出期限	(略)
第 98 条第 4 項の部から 第101 条第 2 項の部まで	(略)	(略)

8から14まで ()

第19条の部 及び第19条 第2号の部	(略)	(略)
第 19 条第 3 号	第98条第1項若 しくは第2項の申 告書又は第139条 第1項の申告書 で,その提出期限	(略)
第 98 条第 4 項の部から 第101条第2 項の部まで	(略)	(略)

8から14まで (略)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中取手市 税条例付則第7条の3の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の取手市税条例(次条において「新条例」という。) 第34条の4の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の 市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同 日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分 の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月 1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能 割について適用する。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。